(4)おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例(平成27年おいらせ町条例第23 号) 新旧対照表(抜粋) (附則第8条関係)

改正後

附則

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第46 5条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に 規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻 たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、おい らせ町町税条例第95条の規定にかかわらず、 当該各号に定める税率とする。

(1)、(2) 略

(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月3</u> <u>0日</u>まで 1,000本につき4,000円

$3 \sim 12$ 略

- 13 令和元年10月1日前に地方税法第465 条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規 定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻た ばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販 売業者等又は小売販売業者がある場合におい て、これらの者が所得税法等改正法附則第52 条第12項の規定により製造たばこの製造者と して当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみな して同項の規定によりたばこ税を課されること となるときは、これらの者が卸売販売業者等と して当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売 販売業者等である場合には町の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、町たばこ税を課する。この 場合における町たばこ税の課税標準は、当該売 り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の 本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき1,692円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる

現 行

附則

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第46 5条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に 規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻 たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、おい らせ町町税条例第95条の規定にかかわらず、 当該各号に定める税率とする。

(1)、(2) 略

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月 30日まで 1,000本につき4,000円

 $3 \sim 12$ 略

- 13 **平成31年10月1**日前に地方税法第46 5条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に 規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻 たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売 販売業者等又は小売販売業者がある場合におい て、これらの者が所得税法等改正法附則第52 条第12項の規定により製造たばこの製造者と して当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみな して同項の規定によりたばこ税を課されること となるときは、これらの者が卸売販売業者等と して当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売 販売業者等である場合には町の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、町たばこ税を課する。この 場合における町たばこ税の課税標準は、当該売 り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の 本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき1,692円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規 定により町たばこ税を課する場合について準用 する。この場合において、次の表の左欄に掲げる

改正後

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第5項	前項	第13項
	附則第2	附則第20条第14
	0条第4	項において準用する
	項	同条第4項
	平成 2 8	令和元年10月31
	年5月2	<u>日</u>
	日	
第6項	平成 28	令和2年3月31日
	年9月30	
	日	
略		

現 行

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第2	附則第20条第14
	0条第4	項において準用する
	項	同条第4項
	平成 2 8	平成31年10月3
	年5月2	1日
	日	
第6項	平成 28	平成32年3月31
	年9月30	<u>日</u>
	日	
略		